

ホームタウン鶴牧6団地管理組合

広 報

平成30年度 No. 7

保存版

詐欺に注意しましょう！

詐欺の事例が頻発しています。強い心構えで、被害を防止しましょう！

「ホットライン」へ、とにかく まず相談！

- ★多摩中央警察署……………電話「042-375-0110」
- ★消費者ホットライン……………電話「188」（いやや！）
- ★多摩市消費生活センター…電話「042-374-9595」

①訴訟の通知を装った脅迫文書

このような文書が送達されたら上記「ホットライン」へすぐ相談！

※絶対に文書に記載されている窓口に連絡しない！

- 「法務局管轄支局 訴訟最終告知通達センター」
- 「法務局管轄支局 国民訴訟通達センター」
- 「法務局管轄支局 民事訴訟管理センター」
- 「法務局管轄支局 国民訴訟お客様管理センター」

などという団体は法務省に実在しません！

②お金を送るよう依頼(要求)する電話等

犯罪グループは架空の話をして、混乱させ、不安にさせてだましてきます。下記のステップを順番に実行してください。★家族、親族、友人、銀行員、皆あなたの味方です！

- ステップ(1): 電話を「一旦切る」！話の途中でもよい(掛け直して聞く)ので切る！
- ステップ(2): 家族や親族、友人、誰でも良いので電話して状況を確認！
- ステップ(3): 上記の「ホットライン」に相談！

みんな誰でも焦ります。まず合言葉「**そんなはずはない！**」と自分に言い聞かせて、とにかく誰かに相談！

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)318 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年9月12日

法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター
東京都千代田区霞が関2丁目6番1号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-6732-6796
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

以上